

# 平成28年分の所得税確定申告について

平成28年分の確定申告を行うに当たり、次の事項が改正されておりますので、御注意して下さい。

## 平成28年分所得税の主な改正事項

### 1. マイナンバー

平成28年分の所得税確定申告書につきましては、マイナンバーを記載していただく必要があります。

#### ・マイナンバー（12桁）の記載

申告書にはマイナンバーを記載する欄が設けられております。

申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

#### ・本人確認書類の提示又は添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者本人の本人確認書類の提示、又は写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族、及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンからe-TAXで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

### 2. 給与所得控除

給与所得控除の上限額が、平成28年分の所得税については230万円（給与収入1,200万円を超える場合の給与所得控除額）に引き下げられました

### 3. ジュニアNISA

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が創設されました。ジュニアNISA（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）は、20歳未満（口座開設の年の1月1日現在）の居住者又は恒久的施設を有する非居住者を対象として、平成28年4月1日から平成35年12月31日までの間に年間80万円を上限として未成年者口座で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間（非課税期間）非課税となる制度です。

### 4. NISA

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額が120万円に引き上げられました。

### 5. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等について、次の改正が行われました。

#### ・親族関係書類及び送金関係書類の添付等の義務化

確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました。ただし、給与等又は公的年金等の源泉徴収において、添付し、又は提示したこれらの書類については、添付又は提示は必要ありません。

### 6. 復興特別所得税（平成25年から改正）

平成25年分から平成49年分までの所得税に、東日本大震災からの復興財源として、復興特別所得税が課税されます。

#### 復興特別所得税の額

復興特別所得税の額は、基準所得税の額の2.1%相当額です。

※復興特別所得税については、平成25年からの改正事項ですが、記載漏れ等が多いようですので、申告書作成の際には十分ご注意ください。